

平成29年 5月11日
13:30～ 議会運営委員会議室

第1回議会改革協議会 次第

- 1 議会改革協議会について（経緯確認）
- 2 議会活動の効率化、議場整備について
- 3 選挙公報の発行について
- 4 第2回協議会について
- 5 その他

議会改革協議会について

1 設置

代表者会議で設置を決定（設置日 平成29年3月14日）

2 構成員

会 派	委 員	
	幹事長	議 員
自由民主党	戸町 武弘（座長）	田中 元
公 明 党	成重 正文	松岡 裕一郎
ハートフル北九州	森 浩明	奥村 直樹
日本共産党	荒川 徹	大石 正信

※ 所属議員が5名以上の会派の幹事長ほか1名ずつ、計8名で構成

3 協議事項

- 議会活動の効率化、議場整備
- 選挙公報の発行
- 議会活動の広報強化
- 政務活動費支出の透明性の向上

4 協議の進め方について

協議事項	内 容	論 点	スケジュール
議会活動の効率化、議場整備	(1) 会議場設備の充実、バリアフリーの充実	●会議場設備の課題、改善策	29年5月～
	(2) PC・タブレットの利用、ペーパーレス化	●ICT活用の必要性、課題、導入範囲	※視察後に協議開始
選挙公報の発行		●選挙公報の発行の是非、発行方法	29年5月～
議会活動の広報強化	(1) 議会活動の公開	●ケーブルTVやネット中継の拡大の必要性、課題、拡大範囲 ●委員会議事録の作成・公開の是非、公開範囲 ●議事録や動画の視聴環境の課題、改善策	29年8月～
	(2) 議会広報のあり方	●議会報告会のあり方、改善策 ●市議会だよりのあり方、改善策	
政務活動費支出の透明性の向上	(1) 使途基準運用マニュアルの見直し	●マニュアル改正の必要性、改正内容	29年8月～
	(2) 事後払い	●事後払いの是非、条例改正の必要性、改正内容	

※ 議会改革協議会での協議期間は、概ね2年を目途とする。

※ 「協議の進め方について」は、議会改革協議会の合意に基づき、変更可とする。

資料 2

平成 29 年 5 月 11 日
第 1 回議会改革協議会資料

2 会議場設備の充実、バリアフリーの充実

【政令市の比較】

平成 29 年 4 月 1 日現在

政令市	会議での 手話通訳	本会議での プレゼン機材	車椅子対応
札幌市	○	○（スクリーン持ち込み）	3 台
仙台市	○	×	2 台
さいたま市	○	○	×
千葉市	○	○（スクリーン持ち込み）	○
川崎市	○	○	○
横浜市	×	×	○
相模原市	×	×	×
新潟市	○	×	6 台
静岡市	○	×	○
浜松市	○	×	×
名古屋市	○	×	6 台
京都市	○	×	○
大阪市	○	×	4 台
堺市	○	○	5 台
神戸市	○	×	4 台
岡山市	○	○	×
広島市	○	×	3 台
北九州市	○	×	4 台
福岡市	○	×	5 台
熊本市	○	×	15 台

選挙公報に関する法令の規定

公職選挙法（抜粋）

（選挙公報の発行）

- 第 167 条 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。この場合において、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙については、公職の候補者の写真を掲載しなければならない。
- 2 都道府県の選挙管理委員会は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙においては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、衆議院名簿登載者の氏名、経歴及び当選人となるべき順位等を掲載した選挙公報を、参議院（比例代表選出）議員の選挙においては参議院名簿届出政党等の名称及び略称、政見、参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。
- 3 選挙公報は、選挙区ごとに（選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて）、発行しなければならない。
- 4 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。
- 5 前項の規定により選挙公報を発行しない区域は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

（選挙公報の配布）

- 第 170 条 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前二日までに、配布するものとする。ただし、第 119 条第 1 項又は第 2 項の規定により同時に選挙を行う場合においては、第 172 条の 2 の規定による条例の定める期日までに、配布するものとする。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによつて、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

（任意制選挙公報の発行）

第 172 条の 2 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第 167 条から第 171 条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

<補足>

○ 掲載文について（公職選挙法抜粋）

公職選挙法第 168 条

4 前3項（各種選挙における選挙公報）の掲載文については、第 150 条の 2 の規定を準用する。

（政見放送における品位の保持）

第 150 条の 2 公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院名簿届出政党等は、その責任を自覚し、前条第 1 項又は第 3 項に規定する放送（以下「政見放送」という。）をするに当たっては、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならない。

公職選挙法第 169 条

3 都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の申請又は前二項の掲載文の写しの送付があつたときは、掲載文又はその写しを、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。（以下略）

○ 候補者の提出した掲載文の選挙公報への掲載（昭 42.5.30 東京高裁判決）

選挙管理委員会は、掲載文の内容が著しく公序良俗に反し、一般通常人ならば公表を許し得ないものであることが一見して明白である場合でないかぎり、候補者の提出した掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

○ 法第 169 条第 3 項（旧第 2 項）の規定の趣旨（昭 35.9.19 東京高裁判決）

公職選挙法第 169 条第 2 項の規定は、同法第 168 条第 1 項の掲載文の内容が一見して法令違反行為に該当する疑いがあると明らかに認められる場合において、選挙管理委員会が当該候補者に対して一応注意を与え、その任意の修正を促すことまでも禁止するものではないと解するのを相当とする。

○ 選挙公報の内容が破壊活動防止法違反の疑いがある場合の取扱

（昭 27.9.11 自丙選第 45 号東京都選挙管理委員会あて自治庁選挙部長回答）

問 候補者から提出のあった選挙公報の掲載文の内容が破壊活動防止法違反の疑いがある場合においてもこれを原文のまま公報に掲載すべきものであるか。

答 一応注意を促し、これに応じない場合は原文のまま公報に掲載すべきである。

北九州市長選挙選挙公報発行に関する条例（抜粋）

（発行）

第 2 条 北九州市選挙管理委員会(以下「市の委員会」という。)は、北九州市長の選挙においては、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を 1 回発行しなければならない。

（掲載の申請）

第 3 条 候補者が、選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添えて、市の委員会の指定する期日までに、文書で市の委員会に申請しなければならない。

（掲載の方法）

第 4 条 市の委員会は、前条の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に 2 人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合には、その掲載の順序は、市の委員会がくじで定める。

3 前条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

（配布）

第 5 条 選挙公報は、市の委員会の定めるところにより、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日前 2 日までに配布しなければならない。

（委任）

第 8 条 この条例に規定するもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、市の委員会が定める。

北九州市長選挙選挙公報発行に関する規程（抜粋）

(写真の掲載)

第2条 選挙公報には、候補者の白黒の写真に掲載するものとする。

(様式)

第3条 選挙公報は、別記第1号様式による。

(掲載の申請)

第4条 候補者が、条例第3条の規定により選挙公報の掲載の申請をしようとする場合は、別記第2号様式による申請書に掲載文1通及び候補者の写真2葉(同一原版による。)を添えて、選挙の期日の告示があった日に北九州市選挙管理委員会(以下「市の委員会」という。)に申請しなければならない。

(掲載文の作成)

第5条 掲載文は、市の委員会が交付する別記第3号様式の内紙(以下「原稿用紙」という。)に、黒色の色素により記載しなければならないが、第2条の規定により掲載する写真を除き、色の濃淡がないものとしなければならない。

2 掲載文には、写真(第2条に規定する写真を原稿用紙の写真欄において使用する場合を除く。)を使用することができない。

3 掲載文は、漢字、平仮名、片仮名、数字、外国文字その他の文字及び記号、符号、線、圏点及びこれらの類並びに図画、図表、イラストレーション及びこれらの類をもって記載しなければならない。ただし、原稿用紙の氏名欄は、通常使用する漢字、平仮名、片仮名、数字、外国文字その他の文字以外のもは、使用することができない。

4 原稿用紙の氏名欄には、立候補の届出書(推薦届出書を含む。)に記載された当該候補者の氏名(通称の認定を受けた場合においては、その認定を受けた通称)並びに候補者の年齢、職業及び所属党派に関すること以外の事項は、記載することができない。

5 原稿用紙の写真欄には、第2条に規定する写真を使用し、文字等は記載することができない。

(図画等の面積制限)

第5条の2 掲載文に図画、図表、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙の政見等記載欄の面積のおおむね2分の1を超えてはならない。

(候補者の写真)

第6条 候補者の写真は、当該選挙の期日前6箇月以内に撮影した無帽、正面向き上半身の手札型のものとし、その裏面に候補者の氏名及び撮影年月日を記載しなければならない。

(選挙公報の印刷)

第 9 条 選挙公報は、候補者が提出した掲載文をそのまま写真製版により、黒色で印刷する。

2 候補者は、選挙公報の印刷の体裁等について指定することができない。

(違反部分等の措置)

第 10 条 市の委員会は、第 5 条及び第 5 条の 2 の規定に違反する掲載文の掲載の申請があった場合又は文字等が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、当該掲載文の記載の訂正を求めることができる。

2 候補者が前項の規定による求めに応じない場合は、市の委員会は、必要な訂正(選挙公報に掲載しないことも含む。)をすることがある。

3 市の委員会は、前項の規定により選挙公報に記載しない(訂正を含む。)場合においても、その旨を当該候補者に通知しない。

(選挙公報の配布)

第 13 条 北九州市の区選挙管理委員会は、選挙公報を条例第 5 条に規定する期限までに当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、配布しなければならない。

別記第1号様式(第3条関係)

年 月 日 執 行 北 九 州 市 長 選 挙 選 挙 公 報 発行 北九州市選挙管理委員会	
(2)	(1)
(4)	(3)
(6)	(5)
〔この選挙公報は、候補者から提出された原稿を写真 にとってそのまま印刷したものです。〕	

- 備考 1 候補者の数により、掲載の様式を変更することがある。
2 かっこ内の数字は、掲載文の掲載の順序を示す。

第2号様式(第4条関係)

選挙公報掲載申請書

年 月 日

北九州市選挙管理委員会

委員長 様

北九州市長選挙

候補者

㊦

連絡先

電話

番

北九州市長選挙選挙公報発行に関する条例第3条の規定により、選挙公報の掲載を受けたいので申請します。

掲	載	文	1	通	別	添	の	と	お	り
写		真	2	葉	別	添	の	と	お	り

備考 この申請書は、年 月 日午後5時までに北九州市選挙管理委員会に提出のこと。

第3号様式(第5条関係)

北九州市長選挙 選挙公報掲載文原稿用紙	
政 見 等 記 載 欄	写 真 欄
	氏 名 欄
北九州市長選挙候補者	
㊟	

掲載第
順位

備考 原稿用紙の規格は、選挙の都度、市の委員会が定める。

各政令指定都市における市議会議員の選挙公報について

平成29年4月1日

都市名	発行有無	条例制定年	市長選挙公報条例との関係	配布期日	配布方法	同日実施の他選挙
札幌市	○	昭和27年	同	前2日	自治会方式 ポスティング委託	知事、県議、市長
仙台市	○	平成6年	同	前2日	ポスティング委託	なし
さいたま市	○	平成13年	同	前日	ポスティング委託	県議
千葉市	○	昭和57年	同	前2日	新聞折込 ポスティング委託	県議
川崎市	○	昭和46年	同	前2日	自治会方式	知事、県議
横浜市	○	昭和59年	同	前2日	自治会方式 シルバー人材センター ポスティング委託	知事、県議
相模原市	○	昭和42年	同	前2日	新聞折込 ポスティング委託 宅配	知事、県議、市長
新潟市	○	平成2年	同	前日	新聞折込 ポスティング委託	県議
静岡市	○	平成15年	同	前日	新聞折込 自治会方式 郵送	県議、市長
浜松市	○	平成14年	同	前2日	新聞折込 郵送	県議、市長
名古屋市	○	昭和58年	別	前2日	通達員	県議
京都市	○	昭和30年	同	前2日	市政協力委員 ポスティング委託	府議
大阪市	○	昭和30年	同	前日	ポスティング委託	府議
堺市	○	昭和57年	同	前日	ポスティング委託	府議
神戸市	○	昭和38年	同	前2日	自治会方式 シルバー人材センター	県議
岡山市	○	平成18年	同	前2日	ポスティング委託	県議
広島市	×	(平成14年)	—	(前2日)	新聞折込 郵送	県議、市長
北九州市	×	(昭和41年)	—	(前2日)	郵送	なし
福岡市	○	平成18年	別	前2日	ポスティング委託	知事、県議
熊本市	○	昭和53年	同	前2日	ポスティング委託	県議

※広島市、北九州市の条例制定年、配布期日は市長選挙のもの。

※広島市、北九州市の配布方法は、平成28年7月の参院選での方法。

選挙公報の配布方法と経費

配布方法	経費 (千円)	備考
配達地域 指定郵便	35,750	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年県知事・県議選において、若松区で実施された方法 ・ポスティングと比較して各世帯に確実に配布できる（配達地域指定郵便による配布した若松区では、選挙公報の配達について苦情が無かった） ・平成28年参院選において、市内全区で実施 ・12月15日から翌年1月14日までの間は取り扱い無し
ポスティング	27,450 (封入なし 14,700)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年県知事・県議選において、若松区を除く6区で実施された方法 ・ポスティング未配布エリアがあり、配達地域指定郵便と比較して配布もれが生じるおそれがある
自治会による 配布	11,000	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年市長選以前の選挙で実施された方法 ・自治会未加入等により配布率が低い（H27市長選挙78.9%）
新聞折込	11,881	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞未購読（選挙公報未配布）世帯への対応 ・別途 新聞未購読配布経費：12,000千円（＝120円×10万世帯） ・新聞の配布エリアが区境と異なる場合があるため、選挙区境の区分け配送が困難 ・新聞を購読しない世帯の増加（特に若い世代は、スマートフォン等でニュースを閲覧する）

※印刷部数50万部で試算（印刷経費等9,000千円を含む）。

※各経費は、市選管事務局より聴取した過去の選挙における実績額等を基に、市議会事務局で試算。